

令和7年度不足額給付金の手続きはお済みですか？

問 住民生活課 税務係 ①②番窓口 Tel64-1106

1型給付（差額が生じている方への追加給付）の対象になる方には「確認書」を、2型給付（事業専従者や合計所得金額が48万円超で、定額減税や補足給付（調整給付金）を受けられていない方への給付）の対象になると見込まれる方には「申請書」を送付しています。

提出期限は10月31日金です。（当日消印有効）

まだ手続きがお済みでない方は、10月中に確認書又は申請書を返送してください。

対象の可能性があってもかわらず書類が届かない方は、お問い合わせください。

詳しくは湯浅町ホームページをご確認ください。



湯浅広川消防組合消防本部からお知らせ

11月から119番通報の受付体制が変わります

問 湯浅広川消防組合消防本部 警防課 Tel22-3126

湯浅広川消防組合消防本部と有田川町消防本部の連携により「有田郡消防指令センター」が有田川町消防本部内に整備され、11月27日㊦より運用を開始します。（本格運用は令和8年2月頃を予定）

これに伴い、これまで湯浅広川消防組合消防本部で受け付けていた湯浅町及び広川町からの119番通報（火災・救急など）は、「有田郡消防指令センター」で受け付ける体制に変更となります。この新たな体制により、消防本部間の連携、情報共有が強化され、災害時の応援出動が迅速に行えるようになり、消防力向上が期待されます。

※受付体制が変わっても、従来どおり湯浅広川消防組合消防本部から消防車や救急車が出動しますのでご安心ください。

〔運用イメージ〕

